

(政務活動費用)

出張報告書

平成 29年 11月 24日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 日本共産党議員団

団 長 松永 俊雄



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受 命 者	松永俊雄、村上和繁
出 張 先	東京都内 経済産業省資源エネルギー庁、内閣府特定複合観光施設区域整備推進本部、荒川区
期 間	平成 29年 11月 20日 ~ 平成 29年 11月 21日 (2日間)
用 務	(1) 釧路炭鉱の存続と研修事業の拡充を要請 (2) IR に関する法整備をはじめ国の動向、取組みの調査 (3) 荒川区の新中央図書館視察調査。
調査(研修)結果等の概要	報告書は別紙
備 考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

2017年11月20日(月)から11月21日(火)まで、以下3点について、要請行動及び調査等を行いました。

参加者 日本共産党釧路市議員団 松永俊雄、村上和繁

要請・調査先及び要請・調査項目

- ① 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課
課長補佐(企画調整担当) 菊島淳治氏 課長補佐 渡邊雄一氏
「釧路炭鉱存続と研修事業の継続・拡充に関する要望」
- ② 特定複合観光施設区域整備(IR)推進本部事務局
内閣参事官(総括) 斎須朋之氏
「IRに関する国の動向の調査」
- ③ 荒川区立ゆいの森あらかわ
館長 菊池秀幸氏 議会事務局企画調査係長 西智行氏
「ゆいの森あらかわ」視察

各調査・視察に関する報告は次ページ以降を参照してください。

2017年11月20日

経済産業大臣

世耕 弘成 殿

日本共産党釧路市議会議員団

団長 松永俊雄

釧路炭鉱存続と研修事業の継続・拡充に関する要望書

釧路市にある国内唯一の炭鉱の長期存続は釧路市民の強い願いであるだけでなく、ここでの優れた炭鉱技術を生かした研修事業はわが国のエネルギー政策の一翼をになうものであり、国民的な役割を果たしていると言える取り組みと受け止めています。

この事業の継続と拡充は、関係諸国からも強く望まれており、私たち釧路市民も炭鉱存続にも資する取り組みとして期待を寄せています。それは地域経済と市民の暮らしに直結した課題でもあり、釧路市の置かれている現状もご理解いただいたうえで、下記の事項について格段の努力をお願いいたします。

記

- 1、研修事業の継続と予算の増額。
- 2、採炭、保安にとどまらず選炭などもふくめた研修事業の拡大。
- 3、受入研修事業の対象産炭国の拡大と受入研修人員の拡大。

以上

IRに関する国の動向の調査(11月21日午前10時から11時まで)

※相手側より提供のあったIR推進法の成立・推進本部の設置についての書面、複合観光施設区域整備推進会議の取りまとめ、およびその概要にかんする書面について、添付します。

斎須参事官より、IR推進法の成立、その後の政府内でのIR推進本部の設置、IR推進会議の開催状況、IR推進会議での取りまとめについて、パブリックコメントと公聴会について、また取りまとめの具体的な内容として、主として概要を用いてIRの区域数の考え方、納付金について、ギャンブル依存症対策、IR法の全体像について説明があり、それを受けてこちら側から質問、斎須参事官より再度回答をいただく形で進めました。

●IR整備法案の国会提出の見通しについて質問。昨年成立したIR推進法で法施行後1年を目途に、政府においてIR整備法の提出が義務付けられていることから、今年12月頃の国会提出を前提に準備をしてきたが、衆議院の解散により遅れが生まれていること。国会の審議については確定的に申し上げられないが、予算審議後の来年の4月以降の国会上程になるのではないかの見通しが説明されました。

●IR推進法で示されたIRを構成するカジノ、会議場、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設については、全てが必須施設であるのか、5つともにIR事業者が設置を義務付けられているのか質問。これまで違法とされていたカジノを認めるためには公益性が認められなければならない、5つの施設を一体に運営し相乗効果を図る事が条件であり、他の事業者が運営する施設を別のIRの対象と見なすと、結果的にカジノ単体を事業者に認めることになるので、そうはならないとの答弁がありました。

●北海道で3か所のIR候補地が名乗りを上げていることについて国の評価について質問。国は現時点でいずれのIR候補地についても評価できる段階でないこと。国交大臣がIRについての基本方針を示し、また3条委員会となるカジノ管理委員会の人事については国会の同意が必要であること、基本方針を受けて地方自治体の実施指針をつくり事業者を公募すること、地方自治体と事業者が共同で区域整備計画をつくり、公聴会、地方議会の議決を経て国に申請することを予定しており、現在、IR誘致の名乗りをあげていない自治体にも十分な周知期間を取らなければならない、また申請して認定されなかった自治体にも十分に納得されるものとしなければならないことから、相当の準備期間がかかることになること。シンガポールは3年をかけて検討したが日本はもっと長期になる可能性もあることなどが説明され、いずれの候補地についても、国としては評価していないとのことでした。

●IRの区域認定について、区域認定数および個々の施設が日本を代表する施設であり、十分な国際競争力を有していることが条件とされていることやいわゆる「地方型IR」について質問。区域数は国会答弁で2,3か所と答弁されておりIR整備法で区域数を定めること、IR推進法および付帯決議においては地方型IRと都市型IRを区別する考えは採用されず、世界で勝ち抜けるMICEをつくることで、カジノの違法性を阻却したことを考えると、相

当のインパクトのあるものでなければ区域指定されないことをシンガポールを例により説明(シンガポールについて2か所認めたが、いずれもホテル部屋数は数千室)、区域指定の詳細な条件は法律か省令で定めることになるとの答弁がありました。

●納付金について質問。諸外国を例に説明、税金・納付金を合わせた実効負担率についてカジノ数について限定のないネバダ州は10%程度で、カジノの数に限定がある国ではカジノの数が少なくなるほど負担率が40%まで上がることが説明され、日本はシンガポールとオーストラリア・ヴィクトリア州を参考にしていること、国と地方で折半することが説明されました。

●ギャンブル依存症対策として、入場制限などの内容とその医学的な根拠、および効果について質問。決定的な根拠はないこと、諸外国を例に検討したことを説明、入場制限によって賭博に接する機会を減らすこと、広告の規制、青少年の入場禁止、コンプの制限、数か所のカジノを利用して入場回数を一括把握できるようにするため本人確認としてマイナンバーカードを使うこと、事業者に対するギャンブル依存症対策の啓発、本人・家族による入場規制の申告、相談窓口などを設置するなど、多段階での対応策を取ったが、決定的なものはないこと、またこれらの施策でどの程度の効果があるかの推計もないこと。ただしギャンブル依存症の調査は継続的にしていく考えであることが回答され、他のギャンブルに関わるギャンブル依存症対策についても8月以降、政府で本格的に取り組んでいることが説明されました。

●シンガポールやマカオではカジノ利用者が顕著に減少しているのではないかと質問。中国の富裕層を対象にジャンケット制度で稼いでいる国では、中国の腐敗防止の取り組み強化で大きな減少があったのは事実だが、ここにきて回復していること。ただし韓国については中韓の安全保障問題があり、依然として中国が渡航を規制しており、回復できていないとの説明がありました。なお、日本においてはジャンケットは認めない考えも示されました。

●IR利用者に関わって、自国民と外国人の利用はどう見ているかと質問。ビジネスモデルによって相当の違いがあること、日本はマカオやシンガポールと違ってIRがなくても外国人旅行者は増えていることから今でも観光資源が豊富であるとの考えが示されました。

●広告について質問。IR区域以外ではポスター・チラシは禁止されるがテレビなどのコマーシャルについては自主規制の領域になること。煙草のCMのように煙草を吸うことを助長するCMは規制されるが、それ以外のCMは流せること。IRのホテルやエンターテインメント、ショー、スポーツなどについては一切広告の規制はないことが説明されました。

釧路炭鉱存続と研修事業の継続・拡充に関する要請(11月20日午後2時30分から3時まで)
※別紙として、当日手渡しした「要望書」を添付します。

冒頭、こちらより「要望書」を手渡し、要望項目の概要を説明、それに対する石炭課からのお話を聞き、改めてこちら側から要望をしました。

(石炭課よりの回答)

- 研修事業については海外からも高い評価があること、間接的にも日本への石炭の安定供給に貢献していること、KCMをはじめとして日ごろから研修事業へ協力いただいていることに対して、謝辞がありました。
- 研修事業の継続・予算増については、現在、財務省と折衝中で経産省としては重要な事業と認識し、しっかり確保したいと考えている。
- 研修内容の拡充については、選炭は現在の研修内容にも含まれていること、現在の予算の範囲内でしっかりやっていきたいと考えている。
- 研修国の拡大について、相手国の要望があれば予算の範囲内で対応したい。

(回答を受けてのやりとり)

- 具体的にインドネシアの研修人数を増やすことができないかと質問。JOGMECを通じて年明けに各国と研修内容について協議しているが、あくまでも予算の範囲内での研修にとどまること。インドネシアが研修人数の増を希望しているかどうかはわからないとの答弁があり、日本の事業年度が4月から3月となっていることから、相手国と交渉する際に不都合があることも考えられることから、積極的に働きかけていただきたい旨要望しました。
- エネルギー基本計画で2030年度がひとつの節目とされていることから、それを踏まえて研修事業を長期に継続してもらいたいこと、炭鉱存続が市民の強い願いであることを要望。研修事業については単年度ごとの事業となっていること、石炭の安定供給に資するようになりたいと回答がありました。
- 研修国の拡大についてモンゴルの可能性はないかと質問。研修国については坑内掘りに移行あるいは今後、坑内掘りが拡大する見込みのある国を対象としているが、露天掘りが大半を占めるモンゴルについては現時点では対象とはならないこと、モンゴルに限らず新たに研修に参加したいとの新たな希望国については来ていない旨の答弁がありました。それを受け、研修事業は民間事業者の経営にも大きな影響をもつものであり、研修の長期継続を強く要請しました。

荒川区の新しい中央図書館「ゆいの森あらかわ」は、延床面積10,900㎡(地下1階地上5階)、釧路市の新中央図書館のおよそ2倍の規模。調査懇談会の設置から10年をかけて検討、構想を具体化したところに大きな特徴がある。

館内は1階、2階が乳幼児や小中学生など子どもが多く利用する施設とし、1階には各種の催しも出来る小ホール(普段は閲覧席)や、2~3階には、荒川区在住の「吉村昭文学館」も設けられ、書斎の再現など見ごたえのある施設になっていて釧路市の文学館を考えるうえで大きな参考になった。

3階から5階までは閲覧だけでなく、学習室やビジネス支援、芸術コーナーもあり、全体として書架もゆったり配置、各階に持参の弁当を食べたりするスペースもあり、テラスを配置するなど利用する側に立った施設として、単なる図書館の機能だけを追求した施設とは異なるコンセプトが活かされている。ビジネス支援では、地元の税理士会などの協力で定期的に相談会も行われている。

建設費は建物だけで63億円、施設オープンに当たっては蔵書を10万冊増やすなど意欲的な取り組みもあった。釧路市の新中央図書館の賃借料(30年間でおよそ52億円)などを考えた時、むなしさを覚えたほどである。